

景品表示法って？

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ際の重要な基準となります。でも、それらの表示が実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示であった場合、消費者は自主的で合理的な選択ができなくなるおそれがあります。

このため、景品表示法では一般消費者に誤認をされる不当な表示を禁止しています。（「表示」のほか、過大な景品の提供の禁止も規定しています。）

禁止される表示は、優良誤認表示（品質・規格、その他の内容に関する表示）、有利誤認表示（価格、その他の取引条件に関する表示）、指定告示表示の3種類があります。

優良誤認表示には、例えば「外国産のうなぎ蒲焼」を「国内産」と表示するものが、有利誤認表示には、運送料金について「今なら半額！」と表示していたが、実際には常時その料金である場合などが挙げられます。

また、指定告示表示とは、紛らわしい、正しい判断を困難にさせる表示を国が特に指定するもので、現在、無果汁の清涼飲料水等についての表示など6種類が指定されています。

不当表示の判断は、「実際の商品・サービスよりも著しく優良又は有利である」が要件ですので、単なる誤表示では直ちに法違反とはなりません。が、業界の慣行や表示を行う事業者の認識ではなく、受け手である一般消費者にどう認識されるかという観点で判断されます。

法違反が認定された場合には、国や都道府県が事業者に対して表示の改善命令や指示をすることができます。

近年国が不当表示として是正を指示（措置命令）したものには次のような事例があります。（ ）内は処分根拠。

- ▼うなぎの蒲焼・うなぎの原料原産地に関する不当表示（優良誤認）
- ▼加工食品のメニュー内容及び販売価格に関する不当表示（優良誤認・有利誤認）
- ▼天然はちみつの原産国に関する不当表示（指定告示（原産国））

なお、不当表示について規制する法律は、景品表示法だけでなく、様々な分野で個別に規定されています。（例えば、JAS法、薬事法、宅建業法等）景品表示法について詳しくお知りになりたい場合には、消費者庁HPをご覧ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H25. 11. 26 岐阜新聞